

コージェネレーションシステム導入支援事業実施要綱

(制定) 令和7年2月14日付6産労産事第647号

(改正) 令和8年1月30日付7産労産事第683号

(事業の目的)

第1条 2030年カーボンハーフを見据え、再生可能エネルギーの導入拡大が進む中、再エネの出力変動を補完する調整力の重要性はますます高まっている。コージェネレーションシステムは、需給ひっ迫時の焚き増し対応等による需給安定化への貢献などにより導入意義がさらに高まっている。

本事業は、こうした背景を受けて、東京都内における大規模開発や設備更新等を見据えて開発規模や期間に応じたコージェネレーションシステムの導入を支援し、面的利用・面的融通による需給最適化を図ることで、調整力確保と災害時のレジリエンス強化を進め、カーボンハーフの実現を目指すことを目的として実施する。

(要綱の目的・概要)

第2条 東京都（以下「都」という。）は、前条の事業目的を踏まえ、都内におけるコージェネレーションシステム及び熱電融通インフラの設置を支援する「コージェネレーションシステム導入支援事業」（以下「本事業」という。）の実施に関する基本的な事項を定めるため、本要綱を制定する。

本要綱に基づき都が締結する出えん契約の相手方は、都内の建築物においてコージェネレーションシステム及び熱電融通インフラ等を設置する事業者に対し、その設置に必要な経費の一部を助成するとともに、利用実績等の報告を求める。

(用語)

第3条 この要綱における用語の意義は、次のとおりとする。

- 一 熱電融通 コージェネレーションシステム等から発生する熱又は電力を複数の建物間で融通することにより、平常時においてエネルギー効率の向上による省エネルギーを実現し、災害時等において系統電力（電気事業者が保有する電線路を介して供給される電力をいう。）が途絶えてもエネルギー供給を確保すること
- 二 熱電融通インフラ 建築物に設置されたコージェネレーションシステムから発生する熱又は電力を平常時、災害時等において複数の建築物に供給するために必要な熱導管又は送電線
- 三 エネルギーマネジメント 建築物内の電力消費量等を把握するとともに、照明器具、空気調和設備等の効率的な運転管理、電力需要のピーク抑制を行う等の需給最適化に向けた取組
- 四 デマンドレスポンス 季節又は時間帯によるエネルギー需給の状況変動に応じて需要家の受電点以下に接続されているエネルギーリソース（発電設備、蓄電設備及び需要設備）を制御することで、エネルギーの需要量を変化させること
- 五 一時滞在施設 「災害発生時における大規模な帰宅困難者等の発生への対策に関するガイド

ライン（内閣府）（以下、「ガイドライン」という。）」に規定する一時滞在施設に準ずる施設を災害時に開設することができるよう必要な設備を用意した施設

六 中小企業者等 第5条第1項第一号(1)及び(2)に規定する者のうち、中小企業基本法（昭和38年法律第154号）第2条第1項の要件を満たす者、又は、第5条第1項第一号(3)から(10)のうち公益財団法人東京都環境公社（以下「公社」という。）が別に定める要件を満たす者

七 リース契約 契約の名称にかかわらず、本助成金の交付対象となる設備（以下「助成対象設備」という。）の所有者が、当該設備の使用者と異なる場合であって、使用者に対し、当事者間で合意した期間にわたり当該設備を使用収益する権利を与え、使用者は、当事者間で合意した当該設備の使用料を所有者に支払う契約であって、次の(1)及び(2)に掲げる要件に該当するものをいう。

(1) 使用者が、当該契約に基づき使用する物件からもたらされる経済的利益を実質的に享受することができるものであること。

(2) 使用者が本助成金の利益を受けられるよう、使用料金からの助成金相当分の減額等がされていること。

八 リース事業者 リース契約に基づき、助成対象設備のリース又は販売を行う者

九 E S C O事業者 省エネルギー診断を受ける者との間で、当該省エネルギー診断に基づき、助成対象設備の導入により一定以上の省エネルギー効果の達成を保証する契約（以下「パフォーマンス契約」という。）を締結する事業者

（助成対象事業）

第4条 助成金の交付対象となる事業（以下「助成対象事業」という。）は、次の要件を全て満たすものとする。

一 下記のいずれか又は両方を実施すること。

(1) 都内の建築物へのコージェネレーションシステムの設置

(2) 都内への熱電融通インフラの設置

二 中小企業者等以外がコージェネレーションシステムを設置する場合は、コージェネレーションシステムの電力系統への接続又はこれに準じた対応を行い、一般送配電事業者等の外部からの要請に応じた運転調整を図るための体制構築を行うこと。

三 コージェネレーションシステムを設置する建築物及び供給対象建築物において、デマンドレスポンス等のエネルギーマネジメントの実施が可能な体制を構築すること。

四 コージェネレーションシステムを設置する建築物又は供給対象建築物内に一時滞在施設を確保し、当該一時滞在施設の所在地等についてインターネットの利用その他適切な方法により一般に周知すること。ただし、中小企業者等はガイドラインに定める従業員等の安全確保に努めることで本要件に代えることができる。

五 都の要請に応じて、電力需給ひっ迫時における電気の供給に努めること。

2 前項に係る事業の実施に当たっては、当該事業に関連する関係法令その他国及び地方公共団体等が定める指針等を遵守すること。

(助成対象事業者)

第5条 助成対象事業者は、次に掲げる要件を全て満たす者のうち、助成対象事業を実施する者とする（次項の場合を除く。）。

一 次に掲げる者のうち、いずれかの者であって、都内に事務所又は事業所を有すること。

- (1) 民間企業
- (2) 個人事業主
- (3) 独立行政法人通則法（平成11年法律第103号）第2条第1項に規定する独立行政法人又は地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人
- (4) 国立大学法人、公立大学法人及び学校法人
- (5) 一般社団法人、一般財団法人、公益社団法人及び公益財団法人
- (6) 医療法（昭和23年法律第205号）第39条に規定する医療法人
- (7) 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第22条に規定する社会福祉法人
- (8) 特別法の規定に基づき設立された法人又は協同組合等
- (9) 法律により直接設立された法人
- (10) 上記(1)から(9)までに準ずる者として公社が適当と認める者

二 過去に税金の滞納がない者、刑事上の処分を受けていない者、東京都から助成金等停止措置又は指名停止措置が講じられていない者、その他の公的資金の交付先として社会通念上適切であると認められる者であること。

2 リース事業者又はESCO事業者（以下「リース事業者等」という。）が助成金の交付を受けようとする場合は、次に掲げる要件を全て満たすときに限り、助成金の交付対象とする。

一 リース事業者等及び助成対象事業実施者が前項に掲げる要件を全て満たすこと。

二 リース事業者等は助成対象設備に係るリース契約及びパフォーマンス契約を助成対象事業実施者と締結又は締結予定であること。

三 リース事業者等及び助成対象事業実施者が共同で交付申請を行うこと。

3 前2項の規定にかかわらず、次に掲げる者は、助成対象事業者としない。

一 暴力団（東京都暴力団排除条例（平成23年東京都条例第54号。以下「暴排条例」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。）

二 暴力団員等（暴排条例第2条第3号に規定する暴力団員及び同条第4号に規定する暴力団関係者をいう。以下同じ。）

三 法人その他の団体の代表者、役員又は使用人その他の従業者若しくは構成員に暴力団員等に該当する者がある者

(助成対象設備)

第6条 助成金の交付対象となる設備は次のとおりとし、別に定める要件を満たすものとする。

- 一 コージェネレーションシステム
- 二 熱電融通インフラ

(助成対象経費)

第7条 助成金の交付対象となる経費（以下「助成対象経費」という。）は、助成対象事業の実施に要する経費のうち、第4条第1項第一号の助成対象設備の設置に要する次の経費とする。

- 一 設計費（設備の設計等に要する費用をいう。）
- 二 設備費（設備の購入等に要する費用をいう。）
- 三 工事費（工事に要する費用をいう。ただし土木工事を除く。）

(助成金額)

第8条 第4条に規定する助成対象事業における助成金の交付額は、次の額とする。

- 一 コージェネレーションシステム
 - (1) 熱電融通を行う場合又は中小企業者等が設置する場合
助成対象経費の2分の1の額とし、4億円を上限とする。
 - (2) (1)以外の場合
助成対象経費の4分の1の額とし、2億円を上限とする。
- 二 熱電融通インフラ
助成対象経費の2分の1の額とし、1億円を上限とする。

(助成対象事業者による報告等)

第9条 助成対象事業者は、交付を受けた助成対象事業の内容に応じて、次に掲げる事項について別に定める日までに報告を行うものとする。

- 一 コージェネレーションシステムの発電効率、排熱利用率の実績及び熱電融通量の実績
- 二 エネルギーマネジメント及びデマンドレスポンスの実行体制及び実績
- 三 一時滞在施設の所在地等の周知の実績

(本事業の実施体制)

第10条 都は、次の各号のとおり本事業を実施する。

- 一 都は、公社に対し、助成金の原資として出えんを行うものとする。
- 二 公社は、前号の規定による出えん金を基に基金を造成し、都と公社とで別途締結する出えん契約に基づき、基金を適正に管理するものとする。
- 三 都は、第一号の規定による出えん金のほか、公社に対し、次の事項を条件として、公社が造成する基金への出えん及び本事業を実施するために必要な業務に係る経費の補助を行う。
 - (1) 第二号の基金を原資として、第4条から第8条までに規定する助成金の交付を行うこと。
 - (2) 第9条により、助成対象事業者から報告を受け、並びに助成対象事業者に対する指導及び助言を行うこと。

(本事業の実施期間)

第11条 本事業の実施期間は次の各号のとおりとする。

- 一 助成金の交付申請の募集期間は、令和7年度から令和10年度までとする。
- 二 助成金の交付期間は、令和7年度から令和15年度までとし、各交付申請に対する交付期間は、交付申請のあった年度から起算して6年目までとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか本事業の円滑かつ適正な運営を行うための必要な事項は別に定める。

附 則（令和7年2月14日付6産労産事第647号）

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

附 則（令和8年1月30日付7産労産事第683号）

この要綱は、令和8年4月1日から施行する。